

第22期 第17回福岡県有明海区漁業調整委員会議事録

1. 日 時 令和5年8月2日(水) 14:00～14:43

2. 場 所 福岡県有明海水産会館(柳川市三橋町高畑271)

3. 出席者

福岡県有明海区漁業調整委員会 委員8名

4. 臨席者

福岡県農林水産部水産局漁業管理課 3名

福岡県有明海区漁業調整委員会事務局 3名

福岡県水産海洋技術センター有明海研究所 1名

福岡有明海漁業協同組合連合会 1名

5. 議題及び議決内容

(1) 農林水産大臣管轄漁場における共同漁業権、区画漁業権の免許について(諮問) 資料1

(説明)

漁業管理課から資料1に基づき、説明がなされた。

(主な質疑や意見)

なし。

(審議結果)

原案のとおり免許されることが適当であると農林水産大臣に答申することを決定した。

(2) 福岡県有明海区における共同漁業権、区画漁業権の免許について(諮問) 資料2

(説明)

漁業管理課から資料2に基づき、説明がなされた。

(主な質疑や意見)

なし。

(審議結果)

原案のとおり免許されることが適当であると福岡県知事に答申することを決定した。

(3) じょれん及びふるいの目合の制限にかかる委員会指示について(協議) 資料3

(説明)

事務局から資料3に基づき、説明がなされた。

(主な質疑や意見)

なし。

(審議結果)

原案のとおり委員会指示を発出することを決定した。

(4) 第380回福岡佐賀有明海連合海区漁業調整委員会について (報告) 資料4
(説明)

事務局から資料4に基づき説明がなされた。

(主な質疑や意見)

なし。

(5) 福岡県有明海区漁業調整委員会指示第111号にかかる違反について (協議)
資料5-1、資料5-2

(説明)

事務局から資料5-1に基づき、漁業管理課から資料5-2に基づき説明がなされた。

(主な質疑や意見)

委員：知事命令を出すよう申請するというので良いのでは。

委員：ここ数年、ビゼンクラゲの採捕制限に係る委員会指示違反が続いているが、この委員会指示だけが違反がある理由はあるか。

事務局：他の委員会指示については、最近、違反の報告はない。ビゼンクラゲ漁に従事する漁業者が多いことも一因と考える。

委員：市場価値が高いからか。

事務局：単価的にはアワビやナマコなどに比べると安いが採れる量が多く、また中国への輸出用としてのニーズが非常に高い。

(審議結果)

福岡県知事に対し、知事命令を発出するよう申請する事を決定した。

(6) その他

(主な質疑や意見)

委員：ビゼンクラゲの夜間操業において、網の両端に取り付ける電灯の色が様々のため、どこに網が入っているかわかりづらい。色を統一できないか。

漁業管理課：まず、自主規制としてこのようにするという事を漁連の取り決めとして決めて頂くのが良い。今後の対応について、有明海漁連と協議を行い、考えていきたい。

有明海漁連：航路の関係で使用できる色とできない色とがあり、そのような点も含めて検討する。